

(お知らせ)

フロン回収・破壊法に基づく 平成 21 年度のフロン類の破壊量の集計結果について

(経済産業省と同時発表)

平成 22 年 7 月 20 日 (火)
環境省地球環境局環境保全対策課
フロン等対策推進室 (代表 03-3581-3351)
(直通 03-5521-8329)
室長 高澤 哲也 (内 6750)
補佐 津田 稔 (内 6743)
担当 高橋 亮介 (内 6753)

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(以下「フロン回収・破壊法」という。)に基づき、フロン類破壊業者からの平成 21 年度におけるフロン類の破壊量等の報告をとりまとめました。

その結果、平成 21 年度のフロン類の破壊量は約 3,941 トンであり、平成 20 年度の破壊量と比較して約 5%の減少となっています。

フロン類の回収・破壊の一層の促進を図るため、経済産業省とも連携しつつ、引き続きフロン回収・破壊法の施行の徹底を図ってまいります。

1. 破壊量の集計結果

フロン回収・破壊法に基づきフロン類破壊業者から報告のあった平成 21 年度におけるフロン類の破壊量は約 3,941 トンであり、平成 20 年度の破壊量(約 4,161 トン)と比較して約 5%の減少となりました。フロン類の種類別に見ると、CFC(クロロフルオロカーボン)が約 271 トン、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)が約 2,164 トン、HFC(ハイドロフルオロカーボン)が約 1,505 トンであり、モントリオール議定書に基づき平成 8 年以降生産が全廃されている CFC 及び生産・消費量が削減されている HCFC の破壊量が減少している一方、HFC の破壊量は前年度より増加しています。

2. 特定製品別の引取量

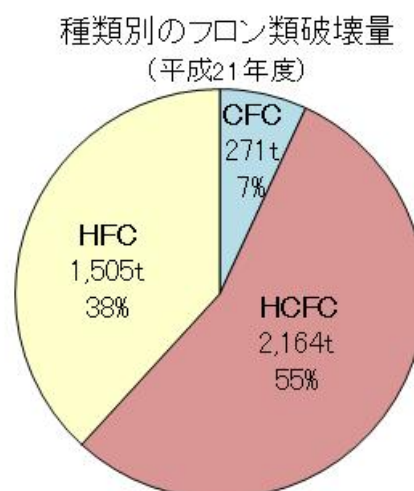
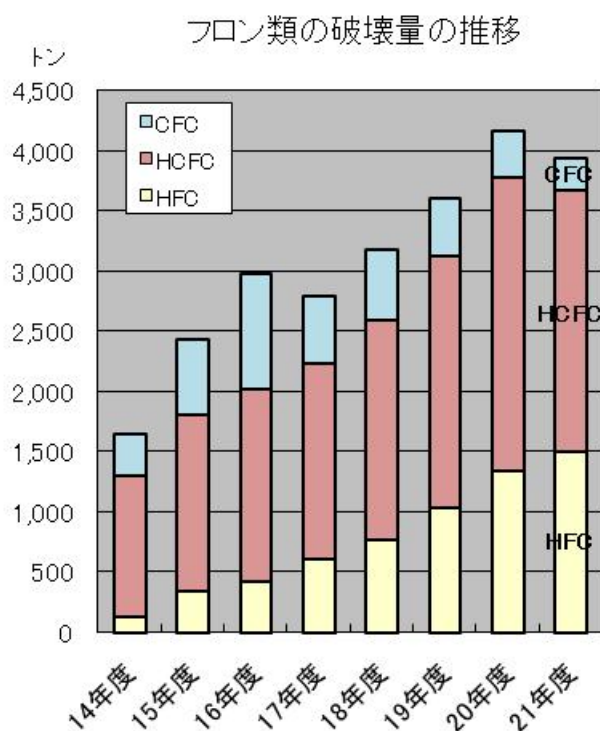
フロン類破壊業者に引き取られたフロン類の量をフロン回収・破壊法に基づく特定製品別に見ると、第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)からの冷媒フロン類が約 2,999 トンで平成 20 年度(約 3,309 トン)に比べて約 9%の減少となりました。第二種特定製品(カーエアコン)からの冷媒フロン類は約 939 トンで平成 20 年度(約 835 トン)に比べて約 12%の増加となりました。

破壊量等の報告の集計結果

単位: kg

		CFC	HCFC	HFC	合計
年度当初の保管量		14,599	56,795	17,710	89,104
	第1種(業務用冷凍空調機器)	174,417	2,159,376	665,388	2,999,181
	第2種(カーエアコン)	98,712	—	840,013	938,724
引き取った量の合計		273,129	2,159,376	1,505,400	3,937,905
破壊した量		271,369	2,164,403	1,505,035	3,940,808
年度末の保管量		16,358	51,768	18,075	86,201

※小数点未満を四捨五入したため、表中の数値の和は必ずしも合計欄の値に一致しない。



(注)

CFC (クロロフルオロカーボン) - 冷媒、発泡剤、洗浄剤等として使用される。オゾン層を破壊する物質であり、モントリオール議定書に基づき 1995 年末で生産が全廃された。強力な温室効果ガスでもある。

HCFC (ハイドロクロロフルオロカーボン) - CFCの代替物として開発されたものであり、CFCに比べるとオゾン層を破壊する力が弱い物質。モントリオール議定書に基づき我が国においては 2019 年末全廃予定。強力な温室効果ガスでもある。

HFC (ハイドロフルオロカーボン) - CFC、HCFCの代替物として開発された、いわゆる代替フロン。オゾン層を破壊しないものの強力な温室効果ガスであり、京都議定書において削減対象物質となっている。

(参考 1 : 破壊量集計の法的根拠)

平成 14 年より施行されたフロン回収・破壊法に基づき、第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）と第二種特定製品（カーエアコン）について、機器の廃棄時のフロン類の回収・破壊が義務付けられています。第二種特定製品（カーエアコン）については、平成 17 年から使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき冷媒フロン類の回収が行われていますが、破壊はフロン回収・破壊法に基づくフロン類破壊業者によって行われています。

フロン回収・破壊法においては、フロン類破壊業者は毎年度、年度終了後 45 日以内に、前年度に破壊した量等を主務大臣（経済産業大臣及び環境大臣）に報告しなければならないとされており（第 34 条第 3 項）、また、主務大臣は、この報告等に関する情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況等の情報を公表するものとされています（第 46 条）。

なお、平成22年3月31日現在で、75の破壊業者が主務大臣により許可を受けています。

(参考 2 : 今後の予定)

今後、第一種フロン類回収業者（業務用冷凍空調機器関係）からの平成 21 年度におけるフロン類の回収量等の報告が都道府県知事等によって集計され、主務大臣（経済産業大臣及び環境大臣）あてに通知されることとなっており、これを取りまとめて公表する予定です。

(参考 3 : フロン回収・破壊法関係条文)

第 34 条第 3 項

フロン類破壊業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において破壊した量その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

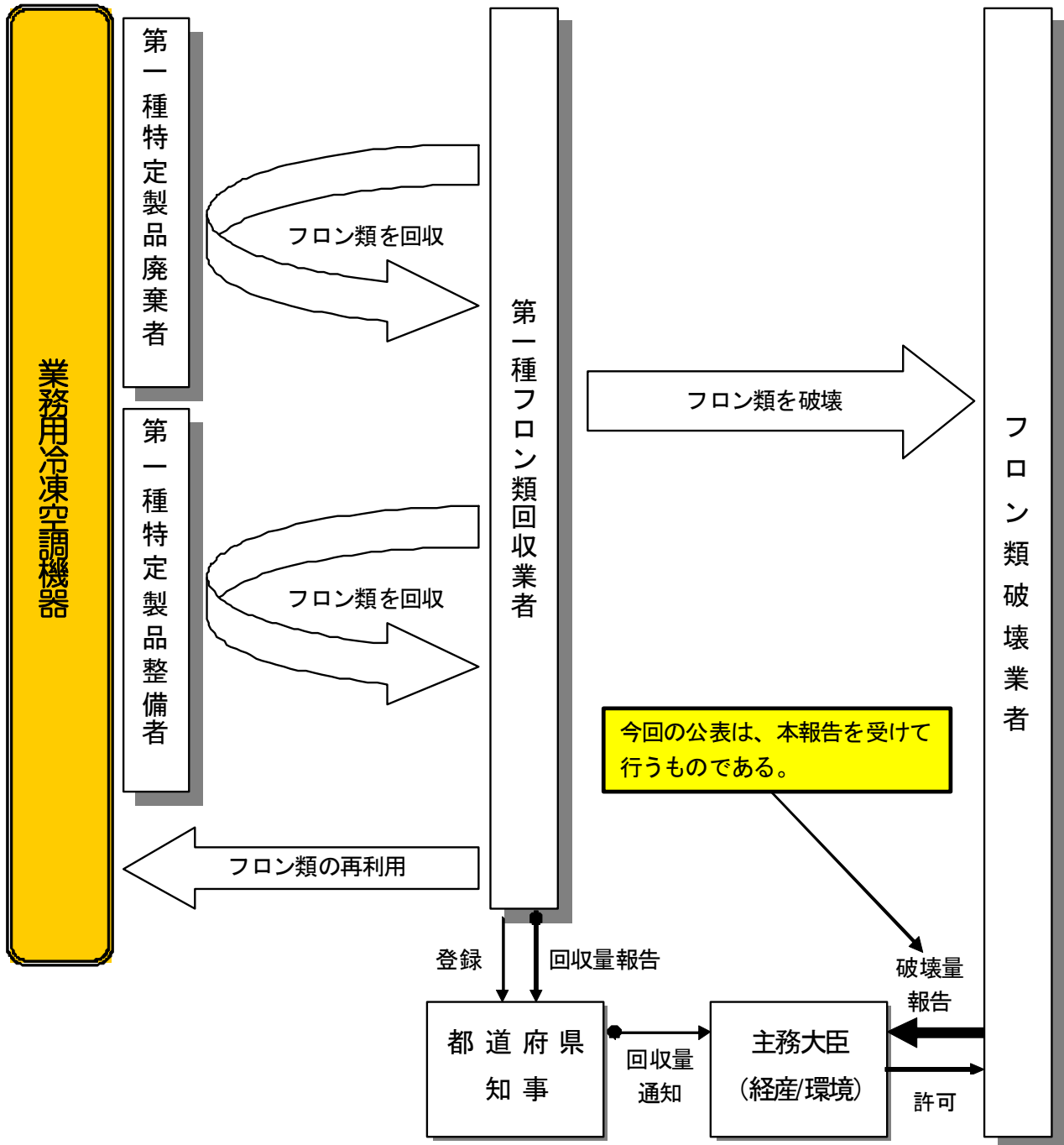
第 46 条

主務大臣は、第 22 条第 3 項の規定による通知又は第 34 条第 3 項の規定による報告に係る事項その他この法律の規定により収集された情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況その他のフロン類に関する情報を公表するものとする。

フロン回収・破壊法のシステム

(第一種特定製品＝業務用冷凍空調機器)

対象のフロン類：冷媒用CFC、HCFC、HFC



[平成14年4月1日 本格施行]

(注1) 平成19年10月より改正法が施行されている。

(注2) 第二種特定製品＝カーエアコンからのフロン回収については、平成17年1月1日から自動車リサイクル法に移管された。